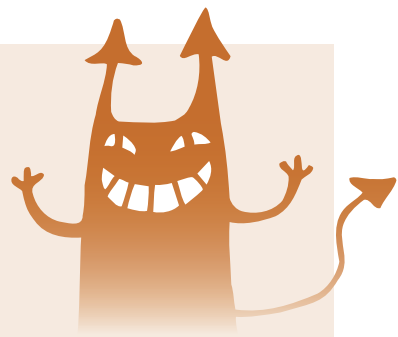


いろんな手口で
狙ってきます

悪質事件急増中!



高齢者夫婦や独り暮らしの高齢者の方をねらって、悪質な事例が多発しています。私は大丈夫という過信は禁物です。いつどんなときに被害にあうかもしれません。次の事例をよく読んで、あなたもだまされないために心の準備をしてください。

- ❖ 孫や子どもが事故や事件に巻き込まれたように装い、急いでお金を振り込むよう電話で口座を指定してくる。
→ 代表的な「振り込め詐欺」の手口を知っておく。
→ 相手が名乗らない電話には、不用意に「〇〇ちゃん」などと呼びかけない。
- ❖ 巧みに分割払い(ローン)を勧めて、高価な布団や電化製品などがいかにも安く手に入るよう思いこませて、買わせようとする。
→ 1回あたりの支払い額で安易に“安い”と判断しない。
- ❖ 介護サービス事業者を装い、部屋の掃除をしたり、買い物に連れていったりした後、「銀行でお金を下ろしてきてあげる」と言ったまま、通帳を持って逃走してしまう。
→ 相手の話をうのみにせず、家族や身近にいる人に相談する。
- ❖ 市役所職員や消防署職員を装い、「法律が改正されて各家庭に設置が義務付けられた」と言って、災害用品等を購入させる。
→ 相手の話をうのみにせず、家族や身近にいる人に相談する。

クーリングオフ

訪問販売なら8日以内であれば、違約金等なしで契約を解除することができます。また事業者がウソを言ってクーリングオフを妨害した場合は、その後もクーリングオフができます。(契約解除を伝える「はがき」を配達記録扱いで投函)
◎相談窓口：三重県消費生活センター (☎059-228-2212)
24時間コールセンター (☎0570-00-2212)

地域権利擁護事業

自分で金銭管理等ができない高齢者等に代わって、本人が希望する場合は、選任された支援員が金銭等の管理を代行します。

成年後見制度

判断能力が低下したことなどにより、契約行為等ができないと家庭裁判所で審判され、後見人等が選任された場合は、本人が行う行為に同意を必要としたり、単独で行った契約を後見人等が取り消したりすることができます。

住宅改修…工事の前にまず相談!

介護保険制度や高齢者福祉事業を利用すると、住宅改修にかかった費用の一部について、補助(還付)を受けられる場合があります。ただし、いずれも**工事を行う前に**市役所の確認を受けておく必要があります。**高齢者の方で住宅改修をお考えの方は、工事の前にまず制度利用の仕方や対象となる工事の要件等について、市役所担当課または担当ケアマネジャーにおたずねください。**

☎大安庁舎 地域包括支援センター ☎78-3520 ☎78-1114

まだ余裕あります!

木造住宅耐震無料診断・木造住宅耐震補強工事補助

木造住宅耐震無料診断・木造住宅耐震補強工事補助をご希望の方は下記までご連絡ください。
(先着順ですので、募集戸数になり次第締め切ります。)

☎大安庁舎 住環境整備課 ☎78-3541 ☎78-1114

三重建労 住宅なんでも 相談会

日時 11月15日(水) 10:00~16:00

場所 大安庁舎ロビー

目的 リフォーム、耐震改修、介護改修等に関するトラブルが増加しているなか、みなさんに適切な情報提供を行い、住宅に関する疑問や悩みごとを相談会で解消していただくことを目的としています。(個別営業ではありません)

相談は無料で相談者の秘密は固く守ります。

☎三重県建設労働組合 ☎059-224-1001